

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 許可を取り消された会社の従業員が搬入



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問)

当社は中間処理業を営んでいますが、先日収集運搬の許可を取り消された会社の従業員が許可を取り消された会社の車で、収集運搬の許可を有した会社（A社）として廃棄物を当社に運んでくることになりそうです。もしかすると名義貸しではないかと心配していますが、どうしたら良いですか。

(協会)

A社が許可を取り消された会社の従業員を雇用し、A社が車も購入などして使用権原を有し県に届出をしていれば、そのようなケースもあり得ることだと思います。しかしながら、処分業者である貴社が、運搬する会社が名義貸しなのかどうか直接確認することは、今後の取引も考えると様々な理由で難しいと思います。そこで、産業廃棄物の処分の契約は、貴社と排出業者の間で契約されているますので、排出事業者に先日収集運搬の許可を取り消された会社の従業員が許可を取り消された会社の車で当社に搬入すると聞いたが、A社は名義貸しをしていないのか、処分を委託している排出事業者を確認してみたいかでしょうか。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和7年8月1日現在、正会員198社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016